様式第１号（その１）（第２条、第３条関係）

申請者控

新規	更新	変更	指令　　第　　号 年　月　日

道路占用 許可申請／協議 書

年　　月　　日

坂戸市長あて

住　所

氏　名

担当者(連絡先) 氏　名

ＴＥＬ

道路法 第３２条／第３５条 の規定により 許可を申請／協議 します。

占用の目的				
占用場所	路線名	市道第　　号路線	車道・歩道・その他	
	場所	坂戸市　　地先から 坂戸市　　地先まで		
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	※　年　月　日から 年　月　日まで　間	占用物件の構造		
工事の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間	工事実施の方法		
道路の復旧方法	**道路管理者の指示による。**	添付書類	案内図・平面図・断面図・横断図 構造図・その他（　　）	

施工業者名		
	住　所	
	会社名	
	代表者	
	担当者	

記載要領

1　「許可申請／協議」、「第３２条／第３５条」及び「許可を申請／協議」ついては、該当するものを○で囲むこと。

2　新規／更新／変更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

3　申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。

4　申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は申告者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。

5　変更の許可申請に当たっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。

6　「占用の目的」の欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記載すること。

7　「占用の場所」の欄には、番地まで記載すること。占用が２以上の番地にわたる場合には、起点終点を記載すること。「車道・歩道・その他」の欄については、該当するものを○で囲むこと。

8　「占用物件」の欄には、占用物件の名称、規模(数量の内訳)、数量を記載すること。

9　「占用物件の構造」の欄には、占用物件の材質等を記載すること。なお、図面等により示す場合はその旨を記載すること。

10　「工事実施の方法」の欄には、自己施工・請負施工の別及び道路の掘削を伴う場合は開削・推進・シールド等の別を記載すること。

11　「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

※　※「占用の期間」の欄は、記載しないこと。

様式第１号（その５）（第２条、第３条関係）

道路管理者決裁用

新規	更新	変更	指令　　第　　号 年　月　日

受付番号　指令　　第　　号
年　月　日

道路占用 許可申請 協議 書

坂戸市長あて

住　所
氏　名
担当者(連絡先) 氏　名
ＴＥＬ

道路法 第３２条 / 第３５条 の規定により 許可を申請 / 協議 します。

占用の目的				
占用場所	路線名	市道第　　号路線	車道・歩道・その他	
	場所	坂戸市　　地先から 坂戸市　　地先まで		
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間	占用物件の構造		
工事の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間	工事実施の方法		
道路の復旧方法	**道路管理者の指示による。**	添付書類	案内図・平面図・断面図・横断図 構造図・その他（　　）	
占用料	初年度 ￥　　円 年額 ￥　　円 （　×　×　＝　）	施工業者名	住所	
			会社名	
占用料の減・免	○減額（　　） ○免除（　　）		代表者	
			担当者	

道路の現況	全幅員	道路幅員	路面		備考
	m	m	舗装	砂利	
	側溝	交通量	歩道		
		多　少			

道路占用許可審査書兼伺書

起案　　年　月　日
決裁　　年　月　日

課長	副課長	課長補佐	係長	係	起案者

調査審査意見欄	決定	
		○条件付許可 ○不許可 ○返戻

様式第１号（その２）（第２条、第３条関係）

警察協議用

道路占用 許可申請 協議 書

新規	更新	変更	指令　第　号 年　月　日

受付番号　指令　第　号
年　月　日

坂戸市長あて

住　所 ……

氏　名 ……

担当者(連絡先) 氏　名 ……

ＴＥＬ ……

道路法 第３２条 / 第３５条 の規定により 許可を申請 / 協議 します。

占用の目的				
占用場所	路線名	市道第　　号路線	車道・歩道・その他	
	場所	坂戸市 坂戸市	地先から 地先まで	
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	※　年　月　日から 年　月　日まで　間	占用物件の構造		
工事の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間	工事実施の方法		
道路の復旧方法	**道路管理者の指示による。**	添付書類	案内図・平面図・断面図・横断図 構造図・その他（　　）	

施工業者名	
	住　所
	会社名
	代表者
	担当者

道路使用許可に係る同意

年　月　日

西入間警察署長　様

上記のとおり道路使用許可申請について同意します。

坂戸市長　　印

様式第１号（その４）（第２条、第３条関係）

道路管理者控

道路占用 許可 回答 書

受付番号　指令　　第　　号
年　月　日

住　所 ……

氏　名 ……

年　月　日付けで申請のあった道路占用

については、下記のとおり 許可 回答 する。

坂戸市長

占用の目的				
占用場所	路線名	市道第　　号路線	車道・歩道・その他	
	場所	坂戸市　　地先から 坂戸市　　地先まで		
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間	占用物件の構造		
工事の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間	工事実施の方法		
道路の復旧方法	**道路管理者の指示による。**	添付書類	案内図・平面図・断面図・横断図 構造図・その他（　　）	
占用料	初年度 ￥　　円 年額 ￥　　円 （　　×　　×　　＝　　）	施工業者名	住所	
			会社名	
占用料の減・免	○減額（　　） ○免除（　　）		代表者	
			担当者	

許可条件

1　上記の道路占用料を別紙納入通知書により納入すること。

2　占用許可期間は［　　年　月　日］までとする。ただし、許可期間満了後も引き続き占用しようとするときは、期間満了の１個月前までに所定の様式により更新許可申請書を提出すること。

3　次の場合には、許可を取消し、若しくはこの条件を変更し、又は既設工作物を改築させ、若しくは除却させ、若しくは危害を予防するため必要な設備をさせるものとする。
(1) 道路に関する工事の施工により必要を生じたとき。
(2) 法律、命令の施工により必要を生じたとき。
(3) 法律、命令又はこの条件に違反したとき。
(4) 公益のため必要を生じたとき。
(5) 占用料を納期内に納付しないとき。

4　許可を受けた者がこの条件に基づいて行うべき義務を履行しないときは、市長自らこれを執行し、又は第三者をして代わって執行させ、その費用は、義務者の負担とする。

5　この条件に基づく処分により許可を受けた者が被害を被ることがあっても、市長は、賠償の責に任じない。

6　この許可によって生じた権利義務は、市長の許可を得なければ担保に供し、又は他人に移転してはならない。

7　この許可を受けた者は、占用期間中その占用地につき保護の責任を有するものとする。

8　工作物を設置する際は、道路管理者の指示に従い、着工し、及び完了したときは、直ちに届け出ること。なお、完了届には、施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。

9　占用を廃止したときは、１０日以内にその旨を届け出て、検査を受けなければならない。

10　占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合には、占用者において、損害賠償又は苦情処理の措置を講じること。

教示

この決定に不服があるときは、この許可書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、坂戸市長に対して審査請求することができます。

また、この許可書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告ちして、（市長が被告の代表者となります。）処分の取り消しの訴えを提起することができます。

ただし、この許可書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式第１号（その３）（第２条、第３条関係）

交付用

道路占用 許可 回答 書

受付番号　指令　　第　　号
年　月　日

住　所 ……
氏　名 ……

年　月　日付けで申請のあった道路占用

については、下記のとおり 許可 回答 する。

坂戸市長　　印

占用の目的			
占用場所	路線名	市道第　　号路線	車道・歩道・その他
	場所	坂戸市　　地先から 坂戸市　　地先まで	
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間	占用物件の構造	
工事の期間	年　月　日から 年　月　日まで　間	工事実施の方法	
道路の復旧方法	**道路管理者の指示による。**	添付書類	案内図・平面図・断面図・横断図 構造図・その他（　　）
占用料	初年度 ￥　　円 年額 ￥　　円 （　　×　　×　　＝　　）	施工業者名	住所
			会社名
占用料の減・免	○減額（　　） ○免除（　　）		代表者
			担当者

許可条件

1　上記の道路占用料を別紙納入通知書により納入すること。
2　占用許可期間は［　　年　月　日］までとする。ただし、許可期間満了後も引き続き占用しようとするときは、期間満了の１個月前までに所定の様式により更新許可申請書を提出すること。
3　次の場合には、許可を取消し、若しくはこの条件を変更し、又は既設工作物を改築させ、若しくは除却させ、若しくは危害を予防するため必要な設備をさせるものとする。
(1) 道路に関する工事の施工により必要を生じたとき。
(2) 法律、命令の施工により必要を生じたとき。
(3) 法律、命令又はこの条件に違反したとき。
(4) 公益のため必要を生じたとき。
(5) 占用料を納期内に納付しないとき。
4　許可を受けた者がこの条件に基づいて行うべき義務を履行しないときは、市長自らこれを執行し、又は第三者をして代わって執行させ、その費用は、義務者の負担とする。
5　この条件に基づく処分により許可を受けた者が被害を被ることがあっても、市長は、賠償の責に任じない。
6　この許可によって生じた権利義務は、市長の許可を得なければ担保に供し、又は他人に移転してはならない。
7　この許可を受けた者は、占用期間中その占用地につき保護の責任を有するものとする。
8　工作物を設置する際は、道路管理者の指示に従い、着工し、及び完了したときは、直ちに届け出ること。なお、完了届には、施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。
9　占用を廃止したときは、１０日以内にその旨を届け出て、検査を受けなければならない。
10　占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合には、占用者において、損害賠償又は苦情処理の措置を講じること。

教示

この決定に不服があるときは、この許可書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、坂戸市長に対して審査請求することができます。
また、この許可書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告ちして、（市長が被告の代表者となります。）処分の取り消しの訴えを提起することができます。
ただし、この許可書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。